

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1.医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関です

2.医療DX推進体制整備加算

当院はオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています。またマイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

3.明細書発行体制について

当院は医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるもので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

4.地域包括診療料

当院は健康相談や予防接種に係る相談、患者さまに係るケアマネジャーや相談支援専門員からの相談、患者さまの状態に応じ、28日以上長期の処方又はリフィル処方箋の発行などの対応を行っています。お気軽にご相談下さい。

5.一般名処方加算

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和6年10月より、後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています（医療上の必要性がある場合等は除く）。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しています。

一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局さまにて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。なお、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますこと、あらかじめご了承ください。

ご不明な点等がございましたら、医師までご相談ください。